

## 機密保持誓約書

内閣府大臣官房番号制度担当室（以下「番号室」という。）が運営するマイナポータル（以下「本システム」という。）が提供するAPIの利用に関し、各種情報の取扱いを次のとおり誓約します。

- 1 本システムに関して番号室から提供された資料等について適正に保管管理し、その機密を保持します。
- 2 本誓約において「機密情報」とは、番号室が本システムとの連携のために必要があると認めて、機密である旨を指定して開示する全ての情報及び作業上知り得た非公開情報をいいます。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は機密情報の対象外とします。
  - (1) 提供の時点で既に公知であった情報
  - (2) 提供の時点で既に保有していた情報
  - (3) 提供を受けた後に公知となった情報
  - (4) 第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
  - (5) 提供を受けた情報に関係なく独自に取得し、又は創出した情報
- 3 番号室の承諾なく機密情報を第三者に提供又は漏えいしません。  
また番号室の承諾を得て本システムとの連携のために必要な範囲内で第三者に機密情報を提供するときは、当該第三者に対して本誓約に基づく情報の取り扱いを順守させます。
- 4 番号室から提供された機密情報について複製が必要なときは、最小限とするとともに適切に管理するものとします。
- 5 番号室から提供された機密情報について、本システムとの連携に必要な範囲において、自己の役員又は従業員等に機密情報を提供するときは、当該役員又は従業員等に対し、本誓約に基づく情報の取り扱いを順守させます。
- 6 機密情報は、本システムとの連携のために必要な範囲でのみ使用し、他の用途に一切使用しません。

- 7 番号室より提供された機密情報の中に、知的財産又は知的財産になりうる情報が含まれていた場合であるか否かを問わず、リバースエンジニアリング等の解析行為、ソースコード、アルゴリズム、ノウハウ等の情報を取得しようとする行為等、番号室の権利又は利益を侵害する行為を自ら行わず、いかなる第三者にもこれを行わせません。
- 8 機密情報の取扱いの状況について番号室から報告を求められたときは、遅滞なくその状況を書面等により報告します。
- 9 番号室が機密情報を保管又は使用する場所（第3項により機密情報を第三者に提供した場合を含む。）について実地確認の必要があると認めた場合にはこれに応じます。
- 10 番号室より機密情報の返却の指示を受けた場合又はシステムとの連携が終了した場合には、機密情報に関する一切の書類、資料及びその複製品を速やかに番号室の指示に従い、返却又は破棄するものとします。
- 11 第3項により機密情報を開示した第三者が、本誓約に違反することにより番号室に損害を与えたときは、その損害に対して賠償の責を負うものとします。
- 12 本誓約に関し訴訟が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- 13 本誓約の期限は、本システムが廃止されるまでとします。
- 14 本誓約に定めのない事項又は本誓約の解釈に疑義を生じたときは、番号室と協議し、これを解決するものとします。

年 月 日

社名・氏名： \_\_\_\_\_  
所在地： \_\_\_\_\_  
担当者名： \_\_\_\_\_  
連絡先： \_\_\_\_\_